

第1章 EU の FTA における輸出制限規制の進展状況 についての考察

羽村 康弘

1. 輸出制限をめぐる最近の国際情勢

近年、世界各国が輸出制限を導入し、各種製品の安定的な供給に混乱を引き起こす事例が増えている。特にレアアースに係る輸出制限が増加し (OECD, 2025a), 「資源ナショナリズム」が指摘されるようになってきている (Financial Times, 2026a)。EU も、中国が、その電気自動車に対して EU が賦課したアンチダンピング関税に反発して導入したレアアースに対する輸出制限について (日本経済新聞, 2025), 域内への供給に混乱が生じないよう中国と集中的に交渉を行ってきている (Financial Times, 2025a; 2025b; 2025c)。農産品についても、最近は減少傾向にあるものの (OECD, 2025b), 2007 年～2011 年の農産品価格高騰時や、新型コロナパンデミック時、さらには 2022 年のロシアのウクライナ侵攻時において、多くの国が輸出制限を導入して安定的な供給に混乱を引き起こしている。

これら輸出制限を規律する GATT/WTO の規制は、次節で述べるとおり、輸入制限と比較すると大きく立ち遅れたままの状態である。さらに、近年、GATT/WTO 制度自体の弱体化が進んできている。特に最近においては、第二次世界大戦以降自由貿易体制を担ってきた米国の方針が大きく変化したこともあって、衰退が著しい (Financial Times, 2025i; 2026a; 2026b)。

このような物品の安定的な輸入が危惧される状況に対応すべく、EU は、昨年 9 月の欧州委員会委員長的一般教書演説において、クリーンテクノロジー分野や自動車産業分野における公共調達で “Made in Europe” 基準を導入すると宣言している (European Commission, 2025a)。また、EU は、昨年 12 月に公表した経済安全保障文書において、共通の戦略的利益を共有していない国や少数の国からの投入財、中間財、サービスの供給に依存しているなどリスクが高い分野を挙げている。ここで、工業製品分野では、特定の重要原材料、クリーンテクノロジー部品、汎用半導体を挙げ、農食製品分野でも、飼料、飼料添加物及び肥料を挙げている (European Commission, 2025b)。そして、EU は、これらリスクが高い分野について、EU 域内の供給力を促進し、また、域外諸国との協力を通じて供給の多様化を図るための措置を講ずるとしている。

具体的な施策としては、工業製品分野においては、既に EU は、EU 産業にとって重要なレアアースなど重要鉱物等の供給を確保するため、2024 年に重要原材料法 (Critical Raw Materials Act) を成立させ、その自給率を 3% から 10% に上げる目標を設定していた。今年度においては、レアアースの共同購買、備蓄等のための専用資金を備えたセンター創設の検討を開始している (Financial Times, 2025f)。また、半導体産業では域内生産

増強のため財政支援を検討し（朝日新聞, 2026）、自動車産業では、業界内で見解の対立があるものの（Financial Times, 2025h）、部品の域内調達率を上げる検討を開始している（Financial Times, 2025g）。このように、工業製品分野においては、レアアースなど重要鉱物、クリーンテクノロジー部品、自動車産業部品等において域内生産重視への傾きが強まっている⁽¹⁾。

一方で、農食製品分野においては、工業製品分野におけるような明確な域内生産重視への傾きは見られない。そもそも、EU は農産品の純輸出国となり、域内で十分な食料を生産することはもはや課題ではなくなり、食料安全保障を主として途上国の問題として解釈しているとされる（Cardwell, 2012, p. 281）。また、EU は、その単一市場によって広大な EU 域内の異なる土壌や気候の地域から多様な農産品を安定的に供給することができていると考えている（EFSCM, 2023）。ゆえに、工業製品分野と比較すると域内への農食製品の安定的な供給に対する懸念は大きくない。なお、欧州委員会委員長は、上記一般教書演説において“Buy European food”キャンペーンを立ち上げると宣言しているが、具体的内容については、EU 産農産品の購入促進や認知向上に向けてのプロモーション活動が中心である。また、上記のとおり、昨年 12 月に公表された経済安全保障文書においては、農食製品分野についてもリスクが高い物品が挙げられているが、例示されているのは、飼料、飼料添加物及び肥料と限られている。むしろ、EU は、次期中期予算について、CAP 削減につながる提案を行って農業団体や農業国のフランス等から強い反発を受けている（Financial Times, 2025d; 2025j）。

ところで、EU は、工業製品分野においては、少なくとも中短期的には域内からの供給増は限界があることもあって、域外からの輸入の安定化を強化する必要があると考えている。このため EU は、現在、豪州、マレーシア等多くの国々と FTA 締結交渉を行っており、2026 年 1 月にメルコスールとの間の FTA に署名し、さらにインドとの間の FTA に合意している⁽²⁾。これらの FTA は、EU にとって、レアアースなど重要鉱物や半導体等のサプライチェーンを確保するためにも重要であると考えられている（Financial Times, 2025e）⁽³⁾。ここで、メルコスールや豪州との FTA については、域内の農業団体やフランス等から、農産品の輸入増により域内農業生産が犠牲になるとの懸念が強く訴えられてきたものである。メルコスールとの FTA については、最終的に EU は、域内農家向けの対策を充実させること等で手当てしつつ、域内の農業団体やフランス等の反対を押し切って署名している。これらの FTA を締結することは、農食製品分野においては、域内生産重視とは反対の効果を有する政策であるとも言える。

ただし、EU は、農食製品分野においても、上記のとおり、飼料、飼料添加物、肥料等の安定的供給については域外からの輸入に依存していると認識している。さらに、農業生産や肥料生産に必要なエネルギーについては域内で自給できるはずもない。ゆえに、EU は域内で十分な食料を生産することはもはや課題ではなくなったと考えてはいるものの、この域内における食料の安定的な生産を行う土台を形成するためには、これまでにおいても、域外諸国からの安定的な輸入が重要であると考えている。EU は、域内における食料安全

保障について検討した文書においても、域内のみならず域外との貿易においても輸出制限を避けることの重要性を指摘している（EFSCM, 2023）。したがって、EU は、最近の工業製品分野におけるレアアース等ほど緊迫感はないにしても、これまでも農食製品分野においても、輸出制限を規制することに対して関心を示してきている（WTO, 2023）。実際に、これまで EU が締結した多くの FTA においては、第 4 節で述べるように、農食製品分野においても、農産品を含めた輸出制限規制を GATT/WTO のレベルより進展させている。

本稿においては、EU が締結した FTA における輸出制限規制について、特に農産品に係るものに着目して、その進展状況や進展することに影響を与えた要因として考えられることについて考察したい。

まずは次節において、多国間の場合である GATT/WTO における輸出制限規制の現状及びこれまで進展しなかった要因を見る。一方で、FTA においては進展しているものが多々見られることを第 3 節で指摘し、第 4 節では EU の FTA において輸出制限規制が進展しているものが多く、割合も高いことを指摘する。そして、第 5 節において、EU の FTA において輸出制限規制が進展する要因として考えられるものを考察し、第 6 節においては、FTA において輸出制限規制を進展させることを検討するに当たって EU の FTA を参考にすることの意義を考察する。

なお、本稿は、2026 年 1 月末までの情報を基に記述している。このレポートにおいて EU と記載している場合は、特にコメントしない限り、EEC（European Economic Community, 欧州経済共同体）、EC（European Community, 欧州共同体）、EU（European Union, 欧州連合）の総称である。

2. GATT/WTO における輸出制限規制

（1）GATT/WTO における規定振り及び交渉経緯

第二次世界大戦後、西側諸国は、戦前の関税引き上げ競争等が閉鎖的な経済ブロックの出現をもたらした第二次世界大戦を招く一因となったとの反省の上に立ち、貿易自由化を推進する目的で、1947 年に国際貿易制度として GATT を発足させた。そしてこれを発展的に改組して 1995 年に設立された WTO によって、国際貿易制度は規律され、運用されてきている。ただし、このような規律や運用方針においては、輸入制限規制と輸出制限規制とが同等の内容で行われ、あるいは改善されてきたわけではない。

GATT においては、貿易自由化を推進するため、①最恵国待遇原則、②内国民待遇原則、③数量制限の一般的廃止の原則、④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則に基づいた規則が実施された。これらの基本原則に基づく基礎的な規則においては、輸入制限に関しては、国内において効果的な生産制限措置がとられているなど発動可能な場合を限定し、輸入制限の幅等を詳細に規定し、さらに発動に際して通報することを求めている。

これに対して輸出制限に関してはこのような詳細で明確な規定や手続きは置かれなかった⁽⁴⁾。

GATTにおける輸出制限に係る規定は次のような状態であり、輸出制限が認められる幅が非常に広い。

まず、輸出制限のうち輸出数量制限については、GATT第11条第1項において、輸出数量規制が、輸入数量規制と同じく、原則として禁止されている。しかしながら、広範な例外が認められており、農産品に関しては以下のような例外規定が設けられている。

GATT第11条第2項(a)において食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足の場合に輸出数量規制が認められている。

また、GATT第20条(i)及び(j)において、それぞれ、国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保のための措置（(i)）、国内において供給が不足している製品の獲得又は分配のための措置（(j)）として、輸出数量規制が認められている⁽⁵⁾。

そして、GATT第21条においては、国家安全保障を理由とした輸出数量規制が認められている。この例外規定に関しては、伝統的に各国は自国にとって安全保障上必要であるかどうかは自らが決める（self-judging）という考え方に立っているともいわれ（津久井，1993: 580；Financial Times, 2022a）、運用次第では例外の範囲が広くなることになる課題の大きい規定である。

さらに、輸出制限のうち輸出税については、上記の輸出数量制限のように原則禁止の規定自体が置かれておらず、輸出数量制限のように例外の幅が広いといった議論ができる以前の状態であり、存続及び新設が自由に行えることとなっている⁽⁶⁾。

GATT設立後、8回のラウンド交渉を経て、輸入に係る貿易関連規則についてはその整備が進んだ。具体的には、輸入関税が漸次引き下げられ、1964年に開始されたケネディ・ラウンド以降は、輸入関税の引き下げだけではなく、国内補助金に係る規律などが整備された。その後、1986年に開始された第8回目のウルグアイ・ラウンド交渉では、新たに知的所有権分野、サービス貿易分野、農業分野などについても実質的な交渉が行われた。農業分野については、輸入関税の引き下げ交渉に加え、輸入数量制限等の非関税障壁、さらには各国国内の農業補助金の削減も交渉対象に加わった。最終的には、輸入非関税障壁は全て関税に置き換えた上で（関税化）、事後削減していくこと、農業補助金についても貿易歪曲効果に基づき分類した上で、貿易歪曲効果が大きい補助金については禁止し、また削減するという約束がなされた。

しかしながら、輸出制限については、上記のGATT例外規定に基づき輸出数量制限の新設や存続が引き続き可能なままとなっている。輸入税については、全農産品の輸入関税の上限を設定（譲許）した上で、ウルグアイ・ラウンドにおいて合意された内容に沿って削減していく義務が生じたのに対して、輸出税については、そもそも上記のとおり原則禁止の規定自体が置かれておらず、ウルグアイ・ラウンド交渉においても何ら進展がなかった。ゆえに、輸入税のように譲許されず、したがって削減義務もなく、引き続き新設や引き上げも自由にできるままの状態である。

なお、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、農業協定第12条において輸出数量制限を行おうとする国は、WTO 農業委員会に通報する必要がある、当該輸出数量規制について輸入国の要望に応じ協議する必要があるという規定が設けられた。ただし、この農業協定第12条による輸出制限導入の際の手続き規定は努力義務的な規定振りである⁽⁷⁾。すなわち、輸出制限を導入する場合には、農産品輸入国の食料安全保障への影響に配慮し、可能な限り事前に書面で農業委員会に通報し、輸入国等から要請があれば協議するとの規定が置かれているが、通報は「可能な限り事前に」とされているだけで具体的な期限は定められていない。また協議についても、要求できる資料内容や協議が不調に終わった場合の対応など具体的なことは規定されていない⁽⁸⁾。

2001年にドーハ・ラウンドが始まり、その交渉対象として、通関手続き等の貿易円滑化分野や環境分野も加えられるなど、対象範囲の拡大は行われてきた。交渉開始に当たっては、日本をはじめ農産品輸入国を中心に農産品の輸出制限規制を進展させることに係る提案も行われている。

しかしながら、ドーハ・ラウンドは、先進国の保護削減のレベルや途上国の例外扱い等について先進国と途上国との間での対立が大きいこともあって、交渉全体として妥結に向けて議論が収束しなかった。また、議論の中心は、輸入制限に関するものが多かった。

一方で、2007年に農産品価格が高騰した以降、新型コロナパンデミック、ウクライナ戦争が立て続けに勃発し、その際多くの国が輸出制限を導入し、この輸出制限が状況を悪化させたことにより、国際機関や学会における輸出制限への問題意識が高まった⁽⁹⁾。ドーハ・ラウンドにおいても、それ以前に比較すると輸出制限規制に関する議論もより多くなされるようになってきている。しかしながら、結果的に、輸出制限規制は、WFP（World Food Programme：国際連合世界食糧計画）の食料調達を輸出制限の対象から除外することを除き、進展していない。

（２）GATT/WTO において輸出制限規制が進展しない要因

このように輸出制限が深刻な問題を引き起こし、国際機関や学会において問題意識が高まったにもかかわらず、GATT/WTO において輸出制限規制が進展しない要因としては、①GATT/WTO は輸出国が主導権を握る組織であること、及び、②途上国の反対が強いことが考えられる。

まず、GATT/WTO において輸出制限規制が進展しない要因の一つとして、GATT/WTO は輸出国が主導権を握る組織で、主として輸入規制を撤廃することを目的として活動してきた組織であることが挙げられてきた（Mitra and Josling, 2009；Olarreaga, 2013）。国際機関における多国間の交渉においては、関心国が多い事項に議論が集中することが多く、交渉結果も多数国の利害に左右される傾向がある。上記のとおり、2007年以降、輸出制限の問題が国際機関や学会等において認識されるようになってきている。しかしながら、このように状況が変化して輸出制限について関心が集まるようになっていても、GATT/WTO における議論は、結局は農産品輸出国の関心事項である輸入規制に係るものに傾いていつている。

さらに、GATT/WTOにおいて輸出制限規制を進展させることに対する途上国の反発は非常に強い。輸出制限を導入する際に事前に通報するという手続き的な規定であっても反発が強く、ドーハ・ラウンド交渉においても進展していない。途上国にとっては、国内における食料確保等のため輸出制限という政策を採る余地を残しておくことが重要である。すなわち、そもそも途上国においては、国民の所得に占める食料購入支出の占める割合が高く食料不足や農産品価格高騰が大きな政治問題になりやすい。また、途上国においては、食料不足の際に海外から食料を購入する余裕がないばかりか、国内の食料が海外の先進国から高値で買い取られて国内での食料不足が悪化する懸念を有している⁽¹⁰⁾。したがって、世界的な食料不足時において、国内の食料をコントロールできるような政策余地を残すためにも農産品の輸出制限を自由に導入できるようにしておきたいという意向があり、輸出制限規制を進展させることへの抵抗が強い。また、WTOにおいては、加盟国に占める途上国の割合が増えてきている。そして、WTOドーハ・ラウンド交渉は、その立ち上げ自体に反対する途上国を巻き込むべく「ドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda: DDA）」と命名され、貿易を通じた途上国の開発が最重要課題の一つとなっており、途上国の声が反映されやすい環境となっている。なお、ドーハ・ラウンド交渉の開始と同時に中国が途上国としてWTOに加盟している。

3. FTAにおける輸出数量制限規制の進展状況及び判断基準

上記のとおり GATT/WTO という多国間の場合では進展がほとんど見られない輸出制限規制であるが、2 国間や複数国間の FTA においては進展しているものが多々見られる⁽¹¹⁾。Wu (2020)は、世界銀行による「深い」貿易協定に係るデータベースを対象に検討を行い、2016 年までに締結された 295 の FTA のうち 246 の FTA が輸出制限に影響を与える規定を有しており、輸出制限に関するルールづくりは輸入のそれに遅れをとってきたが、近年そのギャップは埋められつつあると報告している⁽¹²⁾。Korinek and Bartos (2012)は、主要な FTA について、地理的及び所得水準の多様性を確保することを意識しつつ、93 の FTA をサンプルとして取り上げて検討し、輸出数量制限規制については 15、輸出税規制については 66 の FTA において、GATT/WTO より進展しているとしている。

ところで、輸出制限は大きく分けて輸出数量制限と輸出税の 2 種類に分類できる (Korinek and Bartos, 2012: 7)。輸出税は主として途上国によって使用されているが、特に経済力のある先進国にとっては、輸出国により輸出税がかけられたとしても追加の支出をすれば購入することができる。したがって、輸出禁止的な高関税がかけられる場合は別として、必要な輸入量を確保する上で乗り越えることができないような問題にはなりにくい。一方で、輸出数量制限については、高い価格を提示しても購入することができなくなることから、先進国にとっても農産物を安定的に輸入する上で大きな支障となり、輸出税に比べても国際貿易制度や農産品市場の非効率性に与える悪影響が大きい手法であると言える (Anderson, 1988)⁽¹³⁾。GATT ウルグアイ・ラウンド交渉での輸入制限に関する議論

においては、関税はそれを支払いさえすれば輸出できるが、数量制限は輸出量が制限を超えれば取引ができなくなってしまうことから貿易上の問題が大きいとされ、数量制限を関税に置き換える「関税化 (Tariffication)」を行うことが基本原則となっている。このような理由から、本稿において農産品に焦点をあてつつ FTA における輸出制限規制の進展について検討するに当たっては、国際貿易制度へより大きな悪影響を与え、先進国にとっても農産品の安定的輸入に大きな支障となる輸出数量制限に特に焦点を当てて検討している⁽¹⁴⁾。なお、貿易全体について輸出数量制限規制を進展させている FTA である場合でも、農産品を例外として対象から除いているような場合は、輸出数量制限規制は進展していないと判断をしている。

個々の FTA において農産品の輸出数量制限規制が進展しているか否かの判断基準としては、本稿では、次の二つの基準に基づき進展度合いの判断をしている。上述のとおり、GATT/WTO の規定において、輸出数量制限は GATT 第 11 条第 1 項で原則禁止されている一方で、GATT 第 11 条第 2 項(a)、GATT 第 20 条(i)(j)及び GATT 第 21 条において幅広い例外が認められている。FTA においては、まず、その例外規定のいずれか、又は複数の例外を認めないことで輸出数量制限規制を進展させているものが見られる。また、手続き面において、GATT/WTO の規定ではウルグアイ・ラウンドにおいて合意された農業協定において輸出制限を導入することについての通報や導入前の協議の開始について「実行可能な限り事前かつ速やかに」と規定されているものを、FTA では「30 日以内に」と具体化して輸出数量制限規制を進展させているものが見られる。本稿においては、これらの例外規定のうちの一つ又は複数のものについて、それぞれ、手続き面又は実質規則面の少なくともいずれか一方でも進展している場合には輸出数量規制管理が進展しているものと判断している⁽¹⁵⁾。

4. EU の FTA における輸出数量制限規制の進展状況

このような基準に基づき、EU が締結した FTA における農産品に係る輸出数量制限規制の進展状況を見てみると⁽¹⁶⁾、40 件中 32 件について進展している (第 1 表)。数が多い上に、8 割のものにおいて進展しており進展する割合が高い⁽¹⁷⁾。

第1表 EUの締結したFTAにおける輸出数量制限規制の進展状況

EUが締結したFTA	施行年	進展の有無	進展度
EU - Viet Nam	2020	0	0
EU - Singapore	2019	1	2
EU - Japan	2019	0	0
EU - Armenia	2018	1	1
EU - Canada	2017	0	0
EU - SADC	2016	1	2～3
EU - Ghana	2016	1	2～3
EU - Cote d'Ivoire	2016	1	2～3
EU - Georgia	2014	0	0
EU - Ukraine	2014	0	0
EU - Moldova	2014	0	0
EU - Cameroon	2014	1	2～3
EU - Central America	2013	1	1
EU - Colombia & Peru	2013	1	1
EU - Eastern and Southern Africa States	2012	1	2～3
EU - Korea	2011	1	1
EU - Serbia	2010	1	2
EU - Papua New Guinea & Fiji	2009	1	2～3
EU - Bosnia and Herzegovina	2008	1	2
EU - Montenegro	2008	1	2
EU - CARIFORUM	2008	1	2～3
EU - Albania	2006	1	2
EU - Algeria	2005	1	2
EU - Egypt	2004	1	2
EU - Chile	2003	1	2
EU - Lebanon	2003	1	2
EU - San Marino	2002	1	2
EU - Jordan	2002	1	2
EU - North Macedonia	2001	1	2
EU - Morocco	2000	1	2
EU - Israel	2000	1	2
EU - South Africa	2000	1	2～3
EU - Mexico	2000	0	0
EU - Tunisia	1998	1	2
EU - Turkey	1996	1	2
EU - Andorra	1991	1	1
EU - Syria	1977	1	1
EU - Norway	1973	1	2
EU - Iceland	1973	1	2
EU - Switzerland - Liechtenstein	1973	0	0

注. 進展度については、輸出数量制限規制が進展していないものを「0」、輸出数量制限規制が進展しているものは、その進展度に合わせて「1」～「3」とランク付けしており、基本的に、輸出数量制限の導入国に必要性の証明責任が課せられる（注(5)参照）GATT第20条の例外規定に係る手続き面での規制を進展させているものを「1」、輸出数量制限の導入国に必要性の証明責任が課せられないGATT第11条第2項(a)の例外規定に係る手続き面での規制を進展させているものを「2」、さらに、実質面で輸出数量制限規制を進展させているものを「3」としている。ただし、GATT第21条の例外規定についても手続き規定を設けるなど、同じ「1」や「2」であっても全く同じ規定振りではない。なお、「2～3」としているのは、一方の締約国・地域の進展度ともう一方の国の締約国・地域の進展度が異なるものである。

相手国によって進展度は異なっているが、食料を例示して輸出数量制限原則禁止の例外を規定している GATT 第 11 条第 2 項(a)に係る輸出数量制限規制が進展しているもの（表の進展度 2 及び進展度 2～3 のもの）における具体的な進展の仕方を見ると、以下のような共通点が見られ、一種のテンプレートが形成されているのではないかと考えられる。

すなわち、深刻な不足（serious shortage）が生じた場合は適切な措置を講じることができるとした上で（ただし、貿易への影響を最小限にする方策でとの条件が付けられている）、講じるに際しての手続きとして、事前又はできるだけ早い時期に、関連情報を、EU と相手国の代表者で構成され決定内容について法的拘束力をもった連合委員会（association committee）等へ提供することを求めている。そして、この委員会で 30 日以内に合意が得られなかった場合に当該輸出数量制限措置を講じることができるとしている。さらに、実施後も特に廃止の日程を作成するため、この委員会にて定期的に協議するとしている。

なお、表において進展度が 2～3 の FTA は、締結相手国が EU の旧植民地である ACP 諸国（アフリカ、カリブ海、太平洋諸国：African, Caribbean and Pacific Group of States）であるが、これら FTA においては、EU 側に関しては、GATT 第 11 条第 2 項(a)及び GATT 第 20 条(i)及び(j)の例外自体が規定されず、輸出数量制限自体が行えないことになっており、ACP 諸国側と比較すると EU 側の義務が片務的に大きくなっている。しかしながら、途上国である EU の相手国も、輸出数量制限を導入する際には、上記手続きを踏む必要があり、レベルの差はあれ、両サイドにおいて輸出数量制限規制が進展している。

5. EU の FTA において輸出数量制限規制が進展することに影響を及ぼした要因

（1）EU 域内における輸出数量制限規制の進展

EU の締結する FTA において輸出数量制限規制が進展することに影響を与えた要因を考えるに当たっては、まずは FTA の締結主体である EU 自体が「深い」FTA を形成しており、この EU 自体という FTA の特徴が、相手国との FTA に与えた影響を考慮する必要があると考える。

EU と第三国との国際関係においては、EU の「規範パワー」、EU からの「規範の輸出」、そして EU の「ブリュッセル効果」が指摘されてきた（遠藤・鈴木, 2012；大芝, 2014；ブラッドフォード, 2022）⁽¹⁸⁾。特に FTA の交渉・締結に際しては、EU の経済規模が相手国の経済規模と比較して大きく、まして相手国が途上国である場合は圧倒的に大きいことから、EU 自体の FTA における規定振りが、EU が締結する FTA に対しても影響を及ぼした可能性がある。

そして、以下に述べるように、EU 自体という FTA において加盟国間の輸出数量制限規制が大きく進展していることから、他の地域や国と FTA を締結交渉する際に、EU 自体という FTA が一つのモデルとなって、当該 FTA に対して「規範の輸出」、「ブリュッセル効果」という形で影響を及ぼし、輸出数量制限規制についても進展することになった可能性がある。

EU 自体における輸出数量制限規制の進展状況を見てみると、次のような状態である。EU の機能に関する条約（TFEU）では、EU 加盟国が輸出数量制限を導入することを原則として禁止している（第 35 条）。ただし、例外規定（第 36 条）において、公共政策（public policy）や公共の安全（public security）を根拠とした一時的な輸出数量制限を導入することを認めているが、この第 36 条は、その但書において、このような輸出数量制限等は、恣意的な差別の手段、又は加盟国間の貿易に対する偽装された制限を構成してはならないとしている。ここで、欧州司法裁判所は、この第 36 条の例外を狭く解釈しており、生命の保護といった目的を達成するために厳格に必要であって必要性に釣り合った（proportionate）なものに限定し、導入する国は必要性の証拠を提供しなければならないとしている（Kleimann, 2022）。Kerikmae et. al. (2007) は、農産品等について、深刻で切迫した供給問題が生じた時に一方的に輸出制限を課することができるかについて、条約はこのような例外に言及していないので可能ではなく、農産品についても、加盟国が輸出制限を導入する余地はないとしている（p. 4）。

実際の判例でも、1970 年代に欧州における干ばつに際して、フランスがジャガイモの輸出に際してフランス政府から輸出ライセンスを得ることを求めた時に（輸出ライセンスは自動的に発行される前提であるものの、実際にはかなり遅れて発行されることが多い）、欧州司法裁判所はこれを違法としている。また、欧州委員会は、この輸出制限の原則禁止の規定に基づき、ジャガイモの輸出制限を導入しないことでベルギー及びオランダと合意に達している（Kerikmae et. al., 2007: 2）。最近の例でも、2020 年 3 月にルーマニアが小麦及びトウモロコシの輸出を禁止しようとした際には、欧州委員会は、この措置は必要性に釣り合っていないと反対し、また、ルーマニアからルーマニア市民が自ら消費するための農産品が不足しているということを示す情報が何ら提出されていないと指摘しており、翌月、ルーマニアは輸出禁止を撤回している（Kleimann, 2022）。

このように、EU 加盟国が域内に対して農産品に係る輸出制限を導入することは、輸出数量制限を含めて、大きく制限されていると考えられるが、仮に EU 加盟国が輸出制限を導入しようとする際には、欧州委員会への通報が必要で、通報を受けた欧州委員会は、当該通報を他の加盟国にも通知することになる。そして、欧州委員会は、輸出制限を導入しようとする加盟国や他の加盟国と協議しつつ、当該輸出制限が EU の機能に関する条約第 36 条の要件等を満たしているかどうか期限を区切って審査することになる（EU, 2015; EU, 2009; EC, 1969）。なお、欧州委員会は、これらの要件を満たされていないと判断する際には、最終的には欧州司法裁判所に訴えて是正を求めることになる。ここで EU 域内において、EU 加盟国が農産品に係る輸出制限を導入しようとする際に欧州委員会に通報し、そこで期限を区切って協議が行われる仕組みになっていることは、域内における輸出制限規制を実質面だけでなく手続き面でも進展させていることになる。

加えて、EU の機能に関する条約（TFEU）では、GATT 第 21 条に規定する国家安全保障例外に関しても、導入を検討する際にはまずは加盟国間で協議することを求め（第 347 条）、域内市場の競争条件をゆがめる効果があるときは欧州委員会が当該国家安全保障例外を導

入した国と協議し、例外規定が悪用されていると考える時は欧州司法裁判所に訴えることができる」と定めている（第348条）。GATT第21条が規定する国家安全保障例外については、第2節第1項で述べたとおり、伝統的に各国は自国にとって安全保障上必要であるかどうかは自らが決める（self-judging）という考え方に立っているともいわれ、GATT/WTOにおいては規律がほとんど存在していない分野である。しかしながら、EUはこの例外規定についても、厳しい手続き規定を設け、輸出制限規制を大きく進展させていることになる。

前節において、EUが締結するFTAにおける輸出制限規制の具体的な進展の仕方には共通点が見られ、一種のテンプレートが形成されているのではないかと指摘したところである。EUが第三国と締結するFTAにおいて輸出制限規制が進展する場合のほとんどは手続き面での進展であるところ、上記のようなEU域内での手続き面でのEUの輸出制限規制の進展の仕方が、これらFTAにおけるテンプレートに対して影響を与え、輸出数量制限規制において、その進展につながったのではないかと推察される。

（2）EUの途上国の開発協力

ところで、EUがFTAを締結した相手国は、EUより経済発展度が遅れている途上国が多い。さらに、EUが輸出数量制限規制の進展しているFTAを締結している相手国は、ほとんどが途上国である。

そもそもEUにとって途上国との貿易は、石油をはじめとして、金属類の原材料や熱帯農産品等の供給のために重要であった。ゆえに、EUは農産品に係るものを含め途上国の輸出制限についても強い関心を持って対応してきており⁽¹⁹⁾、EUにとっては、途上国との間で原材料の安定的供給を確保するために、輸出数量制限規制をはじめとした輸出制限規制を進展させることは重要な課題である。

しかしながら、第2節第2項で述べたように、GATT/WTOにおいて輸出制限規制が進展しない要因として途上国の反対が強いことが考えられることを踏まえると、EUが途上国との間で締結したFTAにおいて輸出数量制限規制が進展していることについては意外感が強い。したがって、EUの特に途上国とのFTAにおいて輸出数量制限規制が進展していることに関しては、EUが途上国を援助する政策（以下、「開発協力政策」）が影響を及ぼしている可能性が高いと考える。

途上国にとっては、農産品等に係る輸出数量制限規制を進展させるためには、国内外の需要を安定的に満たすための生産性向上など国内農業の競争力強化をはじめ、海外からの農産品等の購買力を高めるための経済発展といった様々な構造改革を行う必要がある。EUが途上国と締結したFTAには財政支援の規定が設けられているが、このような規定は、途上国に対しては輸出数量制限規制を進展させるにあたって必要な国内の構造改革を進める上での負担が軽減されるとの安心感を与えることになり、輸出数量制限規制が進展したEUの規範に基づく制度を受け入れることを促すことになろう。

ここで、EU は、開発協力政策と貿易政策は相互補完的であると考えている。1993 年のマーストリヒト条約第 3 条においては、「対外関係政策、安全保障政策、経済政策及び開発協力政策において、対外活動の全体としての一貫性（consistency）を確保する」と規定されている。このように、EU が実施する途上国との貿易政策と途上国への開発協力政策は相互に密接な関係があることから、このような貿易政策とリンクした開発協力政策が、輸出数量制限規制を進展させる必要性についての途上国の理解を得ることにつながり、ひいては途上国との 2 国間の FTA において輸出数量制限規制を進展させることにつながったのではないかと推察される。

実際に、EU が近隣諸国と締結した FTA においては、先進国と締結したものを除きほとんどのものにおいて財政援助の規定が設けられている。そして、適切な手続き及び財源に従い財政協力のパッケージが提供される旨規定されている。具体的な財政援助の仕組みとしては、中東欧諸国の加盟候補国を対象とした Phare（Poland and Hungary: Assistance for Restructuring their Economies）、SAPARD（Special Accession Programme for Agricultural and Rural Development）、ISPA（The Instrument for Structural Policies for Pre-Accession）及び Turkish pre-accession instrument、西バルカン諸国を対象とした CARDS（Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilisation）、地中海南東岸諸国を対象とした MEDA（The Euro-Mediterranean Partnership）並びに旧ソ連諸国を対象とした TACIS（Technical Assistance to the Commonwealth of Independent States）が提供されている⁽²⁰⁾。

また、EU が ACP 諸国と締結した FTA においては、財政援助の規定が設けられるのみならず、資金は欧州開発基金（European Development Fund : EDF）や EU の一般予算により賄われる旨規定しており、具体的な財源にまで言及する詳細な規定振りとなっている。

以上、EU が締結した FTA において輸出数量制限規制が進展している要因としては、EU 加盟国間において輸出制限規制が進展していることが EU の「規範の輸出」を通じて反映されたこと、そして、途上国と締結した FTA においては、EU が途上国に対して開発協力政策を実施していることにより途上国である相手国の輸出数量制限規制を進展させることへの抵抗感が薄らいだことが考えられる。

6. 輸出数量制限規制の進展を検討するに際しての EU の FTA の重要性

EU の FTA については、上記のとおり、輸出数量制限規制が進展しているものの絶対数が多い上に、その割合も高い状況にあるが、以下に述べるように、EU の FTA は、輸出数量制限規制の進展の仕方としての普遍性が他国・地域が締結する FTA と比較して相対的に高いことから、FTA 全般において輸出数量制限規制を進展させる方策を検討するに当たって、より参考になるのではないかと考える。

(1) FTAの種類：南型，NAFTA型，EU型

FTAには，EUによるEU型，北米諸国によるNAFTA型，アフリカ諸国，ラテンアメリカ諸国，旧ソ連諸国間の南方型があると言われる（Bacchini et. al., 2015）。輸出数量制限規制についても，これらの型間で規定振りの違いが大きい。EU型のFTAにおいては，GATT第11条(a)，GATT第20条(i)及び(j)，GATT第21条等の例外規定について，個々の規定ごとにその例外を認めないことにしたり，手続き規定を具体化したりして輸出数量制限規制を進展させている。一方で，北米型のFTAにおいては，GATT第11条(a)，GATT第20条(i)及び(j)，GATT第21条等の例外規定全体を対象として，適用する場合にそれまでの輸出向けと国内向けの割合を変えないこと，国内価格との差を設けないこと，既存の流通経路を阻害しないこと等を条件として設定することで輸出数量制限規制を進展させている。他方，南方型のFTAにおいては，一般的にFTAの対象分野は狭く，また規制内容も「浅い」と言われているが，輸出数量制限規制に関しては旧ソ連諸国間によるものは進展している。その具体的な規定振りは，GATT第11条(a)，GATT第20条(i)及び(j)，GATT第21条等の例外規定ごとの対応を規定していない点においてNAFTA型に近いともいえるが，輸出数量制限を導入できる場合を限定し，また厳格に規定された期間に限るとするなど，NAFTA型とは規定振りが異なる。

(2) EU型のFTAの重要性

上記のとおり南方型であっても旧ソ連諸国間のもので輸出数量制限規制が進展しているが，これらは元々ソ連という1国を形成していた国間のものであり普遍性が乏しいと考えられる。一方で，NAFTA型については，輸出数量制限規制が進展しているものも存在しており，また，元々1国であるという経緯がない国間のものであり，輸出数量制限規制を進展させる方策を検討するにあたって，参考にする意味があると考えられる。

ここでBacchini et. al. (2015)は，EU型のFTAの特徴として，統合プロセスを進めるための組織をまず形成し，詳細設計はその組織に委任される形であるとしており，一方でNAFTA型は，組織は形成されず，最初から規則を詳細に規定しているとしているが，この特徴は，次に述べるように輸出数量制限規制についても当てはまる。すなわち，EUのFTAにおいては，政治ダイアログのために法的拘束力のある共同委員会という組織を設置して制度化し，この組織を通じて法令の近似化も進めようとしている。EUが旧ソ連諸国と締結したFTAのように，輸出数量制限規制を進展させることを含めた法令のEUと旧ソ連諸国間の近似化自体については，FTA締結後にFTAで設置された組織で検討するという規定振りになっているものもある。

一方でNAFTA型においては，EUのFTAのような法的拘束力を有する共同委員会といった組織は設置せず，FTA本体に，輸出数量制限を導入する場合にそれまでの輸出向けと国内向けの割合を変えないこと，国内価格との差を設けないこと，既存の流通経路を阻害

しないこと等の条件を満たす必要があること等を細かく規定することにより輸出数量制限規制を進展させている。

ただし、この NAFTA 型で輸出数量制限規制が進展している FTA を見てみると、NAFTA 加盟国のカナダが締結した FTA¹³ 本のうちチリ及びコスタリカと締結した 2 本と、ロシア主導の EAEU（Eurasian Economic Union：ユーラシア経済同盟）がイランと締結した 1 本の合計 3 本と限られている。なお、EU と異なり、NAFTA 自体は他の国や地域と FTA を締結していない。

一方で、EU 型の FTA で輸出数量制限規制が進展しているものでは、まず EU 自体が多くの FTA を締結して輸出数量制限規制を進展させているほか、EU が輸出数量制限規制を進展させた FTA を締結した第三国が他の第三国と締結した FTA や、EU が輸出数量制限規制を進展させた FTA を締結した第三国同志で締結した FTA で輸出数量制限規制が進展しているものが見受けられる。また、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスで構成される EFTA（European Free Trade Association：欧州自由貿易連合）が締結した FTA のうち輸出数量制限規制が進展しているもの（8 本）は、EU 型である。

以上のように、こと輸出数量制限規制が進展した FTA に関しては、EU 型を採るものの数が多く、また、条文自体に輸出数量制限規制を事細かに規定するのではなく、共同組織によって規制を進展させようとする EU 型の方が、FTA 締結国間で調整する上での柔軟性が高いのではないかと考えられる。ゆえに、EU 型は、今後 FTA における農産品を含めて輸出数量制限規制が進展してものにするよう検討するに際しては、より参考になるのではないかと考えられる。

注

- (1) 物品を安定的に供給するためにはなるべく他国に依存しないようにすべきであって、国内で十分な農産物生産を確保することが重要であると考え、国内生産に重きを置く政策を推すことになる（以下、「国内生産重視政策」）。反対に、農業生産に比較優位が無い場合は、自国内での農産物供給にこだわるべきではなく国際貿易による輸入に頼ることが望ましいと考え、海外からの輸入に重きを置く政策を推すこととなる（以下、「国際貿易重視政策」）。これら国内生産重視政策と国際貿易重視政策については、羽村（2025）を参照されたい。
- (2) メルコスールとの FTA については、今後発効するには欧州議会による批准が必要である。なお、欧州議会が、批准について検討する際に、EU の違法伐採規制との関連で欧州司法裁判所に司法判断を求めたことで FTA の施行が遅れることになったが、暫定的に適用されることも考えられる（Financial Times, 2026c; 2026d）。インドとの FTA については、今後、署名に向け加盟国による承認手続きに入ることになる。
- (3) なお、これらの FTA は、EU にとって、工業品のダンピング輸出等で貿易関係の摩擦が絶えない中国に対抗する上で、また、NATO 同盟国同士であるにもかかわらず、一方的な関税を賦課し、また、グリーンランド領有を求めるとの亀裂が拡大する米国に対抗する上で、地政学的に非常に重要であると考えられている（Financial Times, 2025k）。
- (4) GATT の東京・ラウンドにおいては、いくつかの交渉グループにおいて輸出制限が取り上げられており、世界貿易を律するための国際的な枠組みの改善について交渉するフレームワーク交渉グループにおいては、当時の GATT の規定では輸出制限を発動する場合の基準及び手続きが、輸入制限の場合と比べ整備されていないとの認識が示されており（津久井, 1993: 365）、GATT においても輸出制限に係る規定が輸入制限規制に比較して不十分であるとの認識があった。
- (5) GATT 第 11 条第 2 項(a)の例外規定と GATT 第 20 条の例外規定の関係については、前者は免除規定（exemption or a carve-out）であるのに対し、後者は例外規定（exception）であって、後者については輸出制限の導入国に証明責任が生じるという点で前者より適用条件が厳しくなっているとされる（WTO, 2020）。
- (6) 輸入関税も原則禁止とされていないことは同様であるが、輸入関税については、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、各国は関税の上限について約束し（譲許）、これを削減することになっている。
- (7) 農業協定 12 条（輸出の禁止及び制限に関する規律）は、食糧の輸出の禁止又は制限を新設する場合に遵守しな

- ればならない条件として、(a) 輸出の禁止又は制限が輸入加盟国の食糧安全保障に及ぼす影響に十分な考慮を払うこと、(b) 新設に先立ち、農業委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び機関等の情報を付して書面により通報し、要請があるときは、輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国と当該措置に関する事項について協議し、要請があるときは、当該他の加盟国に必要な情報を提供することを求めている。
- (8) 食料純輸入途上国については、この農業協定第12条の手続き規定すら適用対象外となっている（農業協定第12条第2項）
- (9) Rogerson and Dixit (2012)は、2007年～2011年の価格高騰時における農産物への輸出制限が国際貿易制度への信頼感への懸念を増大させたとしている（p. 19）。WTO事務局の元農業商品部長は、輸出制限が導入される例が増えているとして、WTOの輸出制限に対する規律は輸入制限に対する規律に比べて弱く強化する必要があるとしている。そして、ドーハ・ラウンドが成功すると食料へのアクセスしやすさ（accessibility）や食料の入手可能性（availability）が改善するだろうが、輸出制限という重要な課題が扱われていないことが課題であるとしている（Boonekamp, 2012, p. 202）。Wager (2009)は、食料の安定的供給を確保するためには規模が大きく多様性に富むグローバルな食料市場に組込まれることが重要だとしつつも、輸入に過度に依存することにより、消費量に占める貿易割合が低い上に輸出国が限られているといったグローバルな食料市場の弱点にさらされることになり、この弱点は輸出制限の使用を制限する拘束力ある規則が存在しないことによって増幅されるとしている。
- (10) 農産物純輸出国であっても、経済状態の良くない途上国等においては、輸出制限管理を進展させることに慎重になると考えられる。新型コロナパンデミック時やロシアのウクライナ侵攻時においては、穀物など価格が国際的に決定される農産物については、農産物純輸出国であるラテンアメリカ諸国であっても国内における農産物のインフレ圧力に直面しており（Financial Times, 2022b）、アルゼンチンは輸出制限を導入している。
- (11) WTOにおいては、2国間や複数国間における貿易自由化を定めた自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）、関税同盟（CU: Customs Union）、途上国に対する特別扱いに係る授權条項に基づく特惠的貿易協定（PTA: Preferential Trade Agreement）の総称として地域貿易協定（RTA: Regional Trade Agreement）という名称を使用している。なお、このFTAに、EUが途上国と締結している経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）や経済連合協定（AA: Association Agreement）が含まれている。一方で、世界銀行においては、FTA、CU、PTAを含む貿易協定の総称としてPTAを使っており、定義の仕方が異なっている（Mattoo, 2020, 注1）。本稿においては、日本の行政実務において、FTA、CU、PTAを含む貿易協定の総称としてFTAが使われることが多いことから、FTAをこれら貿易協定の総称として用いることとする。
- (12) この世界銀行のレポートにおいては、世界銀行の定義に基づき、PTAという名称を用いているが、本稿においては、注(11)の定義に基づきFTAとしている。
- (13) Mitra and Josling (2009)は、輸出数量制限は輸出税より国内厚生に対してもより悪影響を及ぼしていることを指摘している。
- (14) 輸出制限が導入される対象産品は、農産物や天然資源であることが多いが、近年では新型コロナパンデミックを受けて医療品についても導入されて議論を引き起こした。輸出制限に関するGATT第11条第2項(a)、GATT第20条、GATT第21条等の規定においては、特に農産物とその他の物品を区別して規定していない。FTAにおいても両者を区別して扱っていないケースが多くある。本稿においては、農産物に輸出制限規制が適用されているか否かの違いについては、これら個々の規定の対象として農産物が含まれるFTAかそうでないかという点を基準に判断している。
- (15) なお、農産物について国内で危機的な不足が生じた場合でも輸出制限を導入することが全くできないとすることは、EUが加盟国の旧植民諸国に対してするように、かつての宗主国と植民地といった歴史的に特別な関係がある国間における例外的な場合を除いて、現在の国家間においては困難であると考えられる。歴史的に特別な関係がない国家間でできることは、相手国において危機的な不足が生じていないにもかかわらず、相手国の政権の政治的意図で（特に権威主義的政権が、特定の利害集団と結びついた体制の維持のために、相手国に対し輸出制限を武器として使用するために導入することが懸念される）、相手国国民全体の利益にも反する形で輸出制限が導入されることをできる限り防ぐことであると考えられる。
- (16) 本稿における検討対象のFTAは、EUのFTAを含めて、2020年12月30日時点でWTOに通報されているものである。施行されたFTAの数は、2010年前後をピークに徐々に減ってきており、この傾向は現在も続いているが、2021年の急増している。これは、英国が2020年末にEUから離脱し、英国が第三国との貿易に支障をきたすことがないよう急ぎFTAを締結したからである。しかしながら、これらの英国が締結したFTAについては、EUのFTAの影響を大きく受けている可能性が高いことから、検討対象から除くことが望ましいと考える。2020年12月31日に英国のFTA通報が27本も行われており、さらに2021年に入っても多くの英国のFTAが通報されているが、本稿の分析からは、これら英国のFTAは対象から除かれることになる。なお、EUと海外領域(overseas countries and territories)とのFTA及びフェロー諸島とのFTAは、それぞれ相手国が、加盟国の海外領域であったり、自治領であったりして主権国家ではないこと、また、EUとパレスチナ自治区とのFTAは、EUが締結時点において国家承認していないことから、除外している。
- (17) Hidalgo (2013)は、EUによって締結されたFTAは、一般的に、輸出制限の適用をある程度規制する規定を含んでいるとして着目し、事例を紹介している。
- (18) 最近、EUの環境規制の緩和などを踏まえ、EUのブリュッセル効果が終わったとの見方が強くなってきているとの指摘も見られる（臼井, 2026）。ただし、本稿で検討対象としているEUのFTAは、注16で述べたとおり2020年12月30日時点でWTOに通報されているものであり、少なくともこの時点においては、ブリュッセル効果は大きくは減退していないと考える。
- (19) 例えば、WTOにおける各国FTAの審査会においても、ウクライナとアゼルバイジャン間のFTAについて、WTO作成の実施状況レポート（implementation report）が小麦及び大豆の輸出制限に係る規則の変更に言及していることに関連して、EUは、ウクライナが穀物の輸出制限を導入した理由について質問するなど、途上国間の農産物の輸出制限にも関心を示している（WTO, 2016）。

(20) Blockmans and Lazowski (2006)は、EUの財政援助は、近隣諸国に対するEUの政策を支える手段であるとして、これらの財政援助の政策を紹介している。

[引用文献]

【外国語文献】

- Anderson (1988) Anderson, James. E. The Relative Inefficiency of Quotas, *The Journal of Economic Education*, Volume 19, 1988, 65-81.
- Bacchini et. al. (2015) Leonardo Bacchini, Andreas Dür and Yoram Z. Haftel, Imitation and innovation in international governance: the diffusion of trade agreement design, Andreas Dür and Manfred Elsig, eds., *Trade Cooperation*, Cambridge University Press, 2015.
- Blockmans and Lazowski (2006) Steven Blockmans and Adam Lazowski, Conclusions: Squaring the Ring of Friends, Steven Blockmans and Adam Lazowski, eds., *The European Union and Its Neighbours, A Legal Appraisal of the EU's Policies of Stabilisation, Partnership and Integration*, T.M.C. Asser Press, 2006.
- Boonekamp (2012) Clemens Boonekamp, The WTO and food security - and a possible step forward, Michael Ewing-Chow and Melanie Vilarasau Slade, eds., *International Trade and Food Security: Exploring Collective Food Security in Asia*, Edward Elgar publishing, 193-202.
- Cardwell, Michael (2012) Stretching the boundaries of multifunctionality? An evolving Common Agricultural Policy within the world trade legal order, Joseph A. McMahon and Melaku Gebeye Desta (eds.), *Research Handbook on the WTO Agriculture Agreement*, Edward Elgar.
- EC (1969) Regulation (EEC) No 69/2603 of the Council of 20 December 1969 establishing common rules for exports.
- EFSCM (2023) Recommendation on ways to improve the diversity of sources of supply, among others between shorter and longer food supply chains, 7 July 2023.
- EU (2009) Council Regulation (EU) 2009/1061 of 19 October 2009 establishing common rules for Exports.
- EU (2015) Regulation (EU) 2015/479 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2015 on common rules for exports.
- European Commission (2025a) 2025 State of the Union Address by President von der Leyen, Strasbourg, 10 September 2025.
- European Commission (2025b) Joint Communication to the European Parliament and the Council, Strengthening EU economic security, JOIN (2025) 977 final, Brussels, 3. 12. 2025..
- Financial Times (2022a) The case against punishing Russia at the WTO, 15. 3. 2022.
- Financial Times (2022b) How food inflation is swallowing Latin America's dietary staples, 17. 6. 2022.
- Financial Times (2025a) EU urges China to loosen rare earth curbs as carmakers near crisis point, 5. 6. 2025.
- Financial Times (2025b) EU businesses lobby China for rare earths 'fast-track' channel, 6. 6. 2025.
- Financial Times (2025c) China fast tracks rare earth export licences for European companies, 8. 6. 2025.
- Financial Times (2025d) EU sets the scene for two-year fight with budget overhaul proposal, 17. 7. 2025.
- Financial Times (2025e) How to curb China's grip on rare earths, 8. 11. 2025.
- Financial Times (2025f) EU plans minerals stockpile centre to stop US snapping up supplies, 20. 11. 2025.

- Financial Times (2025g) Brussels pushes for 70% of critical goods content to be ‘made in Europe’, 4. 12. 2025.
- Financial Times (2025h) Carmakers sound warning over EU’s ‘very dangerous’ local sourcing rules, 12. 12. 2025.
- Financial Times (2025i) Trump administration hits out at WTO before crunch meeting, 17. 12. 2025.
- Financial Times (2025j) The coming battle over the EU’s budget shake-up, 19. 12. 2025.
- Financial Times (2025k) The EU’s old protectionist instinct outweighs its new geopolitical ambition, 23. 12. 2025.
- Financial Times (2026a) The new era of resource imperialism, 10. 1. 2026.
- Financial Times (2026b) Mark Carney warns of ‘rupture’ to global order as Donald Trump rattles allies, 21. 1. 2026.
- Financial Times (2026c) EU seeks to reform WTO ‘most favoured nation’ trade rules, 22. 1. 2026.
- Financial Times (2026d) EU leaders push to implement Mercosur trade pact, 23. 1. 2026.
- Hidalgo (2013) Jorge Torres Hidalgo, The Regulatory Framework of Export Restrictions in WTO Law and Regional Free Trade Agreements, Institute for European Studies, IES Working Paper 8/2013.
- Kerikmae et. al. (2007) Tanel Kerikmae, Kaidi Toomus, Leena-Maarja Kalda, and Kari Kasper, Chapter 107, TEC, Article 29 on Quantitative Restrictions on Exports, The Law of the European Union and the European Communities, 2007.
- Kleimann (2022) David Kleimann, Blog post, Food security : the role and limits of international rules on export restrictions, bruegel, 08 June 2022, <https://www.bruegel.org/blog-post/food-security-role-and-limits-international-rules-export-restrictions> (2025 年 11 月 1 日参照).
- Korinek and Bartos (2012) Jane Korinek and Jessica Bartos, Multilateralising Regionalism: Disciplines on Export Restrictions in Regional Trade Agreements, OECD Trade Policy Papers No. 139, 2012.
- Mattoo (2020) A. Mattoo, N. Rocha, and M. Ruta, Overview, The Evolution of Deep Trade Agreements, Mattoo, A., Rocha, R., and Ruta, M. eds., Handbook of Deep Trade Agreements, Washington D.C.: World Bank, 2-43.
- Mitra and Josling (2009) Siddhartha Mitra and Tim Josling, Agricultural Export Restrictions : Welfare Implications and Trade Disciplines, International Food & Agricultural Trade Policy Council, IPC Position Paper, Agricultural and Rural Development Policy Series, January 2009.
- OECD (2025a) OECD Inventory of Export Restrictions on Industrial Raw Materials 2025, Monitoring the Use of Export Restrictions Amid Growing Market and Policy Tensions.
- OECD (2025b) OECD Inventory of Export Restrictions on Staple Crops, Policy Trends up to 2025, September 2025.
- Olarreaga (2013) Marcelo Olarreaga, Export Restrictions, Simon J Evenett and Alejandro Jara, eds., *Building on Bali: A Work Programme for the WTO*, Centre for Economic Policy Research, 183-188.
- Rogerson and Dixit (2012) Evan Rogerson and Diwakar Dixit, Food Security issues and the role of the multilateral trading system, Michael Ewing-Chow and Melanie Vilarasau Slade, eds., *International Trade and Food Security: Exploring Collective Food Security in Asia*, Edward Elgar publishing, 15-26.
- Wager (2009) Stefan Wager, International Agricultural Trade Liberalisation and Food Security: Risks Associated with a Fully Liberalised Global Marketplace, *Aussenwirtschaft*, Jun 2009; 64, 2.
- WTO (2016) WTO, Committee on Regional Trade Agreements, Ukraine-Azerbaijan Free Trade

Agreement, Questions and Replies to the Implementation Report, WT/REG245/1, 8 February 2016.

WTO (2020) WTO, Export Prohibitions and Restrictions: Information note, 23 April 2020.

WTO (2023) WTO Trade Policy Review, Report by European Union, WT/TPR/G/442, 11 April 2023.

Wu (2020) Mark Wu, Export Restrictions, Mattoo, A., Rocha, R., and Ruta, M. eds., *Handbook of Deep Trade Agreements*, Washington D.C.: World Bank, 88-110.

【日本語文献】

アニュ・ブラッドフォード（2022）『ブリュッセル効果 EUの覇権戦略』白水社.

朝日新聞（2026）「経済安保強化へ EUのジレンマ」2026年1月10日.

臼井陽一郎（2026）「規制緩和に転じたEU 今後の影響力は？」『朝日新聞』2026年1月19日.

遠藤乾・鈴木一人（2012）『EUの規制力』, 日本経済評論社.

大芝亮（2014）『ヨーロッパがつくる国際秩序』, ミネルヴァ書房.

津久井茂充（1993）『ガットの全貌 コンメンタール・ガット』日本関税協会.

日本経済新聞（2025）「EU・中国、協力探る」2025年7月25日.

羽村康弘（2025）「最近の国際政治情勢の変動がEUの農産物貿易政策に与える影響の検討」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・食料需給]研究資料 第10号 令和6年度カントリーレポート：EU, 英国, ドイツ, ロシアとウクライナ, 米国』.